

指針策定の背景

- 国の第四次循環型社会形成推進基本計画の策定
国において、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定された。徹底的な資源循環、循環分野における基盤整備（技術開発等）などの方向性が示され、様々な取組の推進が求められている。
- 国のプラスチック資源循環戦略の策定
当戦略では、リデュース（使い捨てプラスチックの使用削減等）、リユース・リサイクル（プラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする等）の3Rに加え、リニューアブル（再生可能資源（バイオマスプラスチック等）の導入等）を基本原則として、重点戦略とマイルストーンが定められている。
- 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画（平成23年3月策定）で定めた施策の継続
計画終了（令和2年度末）の後においても、以下の施策の更なる推進が求められている。
ア 埋立処分量の削減及びそのための再生利用率の向上
イ 産業廃棄物の不適正な処理に対する厳正・迅速な処分等
ウ 産業廃棄物処理に対する市民の正しい理解と認識の醸成

本市が認識する産業廃棄物処理に係る課題

- ・外国政府による輸入規制に伴うプラスチックの国内での滞留（国外では有価で買い取ってもらってリサイクルしていたものが、国内では処理経費が高いため、廃棄物として処理代金を支払って処理）
- ・全国的な最終処分場の残容量のひっ迫（全国の残余年数：16.4年（平成30年4月1日現在））
- ・限りある資源の保全と有効活用（化石燃料等の不足）
- ・産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）との利害の不一致による3Rの伸び悩み（産業廃棄物を安く処理したい排出事業者と適正な料金でリサイクルしたい処理業者との間で利害が不一致）等

排出抑制・リサイクルの更なる推進

- ・産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理の発生
- ・大規模な災害の増加（台風等による災害廃棄物の発生、コロナウイルスによる廃棄物処理の停滞リスク）等

適正かつ安定的な処理の確保

- ・産業廃棄物処理業に対する市民イメージの向上（廃棄物を取り扱うことに対するイメージの向上）
- ・産業廃棄物処理施設の立地に関する周辺住民とのトラブル 等

産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

【基本的考え方】

サーキュラーエコノミーの考えに基づいて地域資源を地域でできるだけ活用することや、動脈産業と静脈産業とがこれまで以上に融合して資源循環に取り組むこと等を通じて循環型社会を構築し、産業廃棄物の3Rの推進と適正処理の確保を図るとともに、地域で活躍する産業廃棄物処理業者の地域社会との共生を目指す。

【2050年に向けて目指すべき方向性】

資源に限りがある中、プラスチックごみを徹底的に削減するとともに、資源や製品を経済活動の各段階で循環させることで、廃棄物の発生を少なくしつつ、循環型社会による新たな価値を産み出し、経済成長と、温室効果ガスをはじめとする地球環境への負荷の削減との両立が図られている持続可能な循環型社会

【本市の役割】

産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）が互いの利害を共有し、融合して3Rの取組を行うよう誘導するとともに、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の不適正な処理を取り締まる。

【処理指導の方向性】

（指針1）排出抑制・リサイクルの更なる推進

（指針2）適正かつ安定的な処理の確保

（指針3）産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

【本市の取組に対する点検・意見聴取】

【事業系一般廃棄物の施策との連携】

→詳細は裏面参照

おおむね5年ごとに実施している産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、必要に応じて取組の方向性を見直し

認識

処理指導

見直し

指針1 排出抑制・リサイクルの更なる推進

- 1 持続可能な製品等の利用促進による廃プラスチック類等の排出抑制
- 2 国内処理が求められる廃プラスチック類の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進
- 3 マテリアルリサイクル等が困難で焼却せざるを得ない廃プラスチック類等のエネルギーとしての活用の促進
- 4 公共工事におけるリサイクルの「質」の向上
- 5 新たなリサイクル処理技術を活用した下水汚泥のリサイクルの推進
- 6 少量排出事業所における分別・リサイクルの推進
- 7 新素材のリサイクルの推進
- 8 排出事業者による排出抑制・リサイクルに係る優れた取組に対するインセンティブの付与
- 9 ICT化による産業廃棄物の処理の効率化及び高度化の推進（電子マニフェストの利用促進等）
- 10 排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を効率的に選択できる仕組みの構築

指針2 適正かつ安定的な処理の確保

- 1 産業廃棄物の不法投棄の抑止
- 2 有害廃棄物（PCB廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等）の適正処理の確保
- 3 災害時の廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化（公益社団法人産業資源循環協会との連携）
- 4 産業廃棄物処理業者によるBCP（業務継続計画）の策定の推進

指針3 産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

- 1 処理業者の地域活動への参加の促進
- 2 産業廃棄物の処理に対する正しい理解の促進

その他

- 1 本市の取組に対する点検・意見聴取
- 2 事業系一般廃棄物の施策との連携

（参考） 指針に掲げる取組の進展を測る指標について

指針に掲げる取組の進展を把握し、本市の指導等にかして
いくための指標を、別途設定する。